

令和4年9月12日

保護者 各位

岡山県立津山工業高等学校
校長 高林 康徳

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育に対しまして、御理解いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間については、県教育委員会からの通知により、令和4年9月7日から、現時点での陽性者も含め、次のとおり対応することとなりましたので、御家庭におきましても御留意いただきますようお願いいたします。療養期間の日数の数え方等については、裏面を御参照ください。

なお、新型コロナウイルス感染症やお子様の学校生活等について御心配等がありましたら、遠慮なく学校まで御相談ください。

記

1 有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※)後24時間経過した場合には8日目から解除となります。(この期間の出欠の扱いは「出席停止」です。)

※症状の軽快とは、解熱剤を使用していない状態で概ね37.5℃以下で、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態

- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底するとともに、不安な場合は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことも可能ですので、御相談ください。

2 無症状患者

- ・療養期間は、従来と同じく検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除となります(この期間の出欠の扱いは「出席停止」です。)が、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除となります。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、就職試験等やむを得ない場合に限ることとしておりますので、担任を通じて御相談ください。

本件担当

岡山県立津山工業高等学校

教務課長 福田 誠

TEL: (0868)22-4174

【参考】療養期間の日数の数え方等について

1 有症状患者の場合

(例1) 9月12日に発症し、8日目の9月20日朝から登校が可能になるケース

| | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------------|------|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|
| 発症日 | 7日目の登校時間帯までに症状が軽快している | | | | | | | 療養解除 | | | |
| | | | | | | | | 24時間経過 | | | |
| 期 間 | 9/12 | 9/13 | 9/14 | 9/15 | 9/16 | 9/17 | 9/18 | 9/19 | 9/20 | 9/21 | 9/22 |
| 日 数 | 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 |
| 出欠の扱い等 | 学校保健安全法第19条による「出席停止」 | | | | | | | 登校可能 | | | |

注意

症状が軽快していない場合は、日数にかかわらず登校はできません。引き続き「出席停止」となります。

10日目までは、不安がある場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこともできます。

2 無症状患者の場合

(例2) 9月20日に検体採取し、8日目の9月28日朝から登校が可能になるケース

| | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| 検体採取日 | | | | | | | | 療養解除 | | | |
| 期 間 | 9/20 | 9/21 | 9/22 | 9/23 | 9/24 | 9/25 | 9/26 | 9/27 | 9/28 | | |
| 日 数 | 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | | |
| 出欠の扱い等 | 学校保健安全法第19条による「出席停止」 | | | | | | | | | 登校可能 | |

5日目の検査キットによる検査で陰性の場合は6日目から登校も可能ですが、この場合は担任を通じて御相談ください。